

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 監督局証券課

権限付与及びそれによる事業の概要	内閣総理大臣の認定を受けた認定金融商品取引業協会が、内閣総理大臣の委任により、当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係る登録・抹消事務等を行うもの。		
根拠となる法令・条項	金融商品取引法第64条の7 金融商品取引法第78条	権限付与の形態	委任
権限付与の要件	金融商品取引業者が設立した一般社団法人であって、金融商品取引法第78条第1項に定める一定の要件を満たす者として内閣総理大臣の認定を受けた者。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人金融先物取引業協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法令上、内閣総理大臣より認定された認定金融商品取引業協会が、内閣総理大臣の委任により権限を付与されることとなっており、認定金融商品取引業協会の認定の要件は、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であること、業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに財務的基礎を有するものであること等、権限付与に係る事業を行うに当たって必要最小限のものにとどめられている。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>認定金融商品取引業協会としての認定を申請し、必要な審査を経て認定を受ければ、内閣総理大臣の委任により、当該事務を行うことができる仕組みとなっており、法令上、権限付与法人は1つに限定されていない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>金融庁のホームページ上で、他の一般社団法人も申請可能であることを周知するとともに、金融庁担当者の連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制を敷いているところ。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な認定の申請があれば、当該他の主体も認定金融商品取引業協会として認定を受け、当該事務を実施することが可能。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、金融庁のホームページ上で、他の一般社団法人も申請可能であることを周知するとともに、金融庁担当者の連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制を継続する。		